

議第40号

高山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

高山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年6月3日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い改正しようとする。

高山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

高山市職員の給与に関する条例（昭和36年高山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与)</p> <p>第3条 職員の給与は、給料、初任給調整手当、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び退職手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第28条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(時間外勤務手当等の支給方法)</p> <p>第29条 地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末</p>	<p>(給与)</p> <p>第3条 職員の給与は、給料、初任給調整手当、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当、<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>及び退職手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第28条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため本市に派遣された者について準用する。この場合において、同項中「災害派遣手当」とあるのは、「<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(時間外勤務手当等の支給方法)</p> <p>第29条 地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末</p>

手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給方法に関して必要な事項は、市の規則で定める。

手当、勤勉手当、寒冷地手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給方法に関して必要な事項は、市の規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高山市職員の給与に関する条例の規定は、平成25年4月13日以後に本市に派遣された者について適用する。